

私学振興助成法を破壊する暴挙! 茨城県の経常費助成補助への査定導入

茨城県では、今年度から5年間をかけて経常費助成の20%を査定対象にしていくという制度改悪を行いました。12/4 茨城私教連では、全国私教連及び関東ブロックの支援も得ながら、県へ向けて質問状を提出。同時に記者会見も行い、私学振興助成法の精神を踏みにじる県の暴挙を告発しました。

しんぶん 赤 旗

(第3種郵便物認可)

成績で私学助成配分とは

茨城県の経常費補助は差別

茨城県では私学助成について「2019年度から5年間をかけ、私学経常費助成の20%を『特別加算分』に置き換え、査定により配分する」という方式を取り入れはじめました。

私学経常費助成を規定する私立学校振興助成法は、第1条でその「目的」を「学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、＜中略＞私立学校の①教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒または学生に係る②就学上の経済的負担の軽減を図るとともに③私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資すること」と定めています。茨城県の今回の施策は、私学振興助成法の精神を踏みにじる、不法行為ともいえます。

これまで、大阪府で同様の施策が計画されたことがありましたが、公平な査定などできるはずもなく破綻しました。

しかし、今回の茨城県の改悪の重大な問題点は、経常費助成一般補助に手を付け削減し、5年かけて経常費補助の20%を特別加算分に置き換えようとしている点です。「私学の自主性」「私学教育の自由」に対し、経常費助成を使って介入する、私学振興助成法の精神を破壊するものです。その査定の内容には医学部進学や難関大学進学人数なども含まれます。

12月4日、茨城私教連は、全国私教連と関東ブロックの代表とともに、この制度の問題点について質問状を県へ提出しました。

この制度改悪を止めて、私学振興助成法の精神に則った制度へ戻し、一般補助を拡充させる運動が求められます。

茨城県は今年度から、私立学校への経常費補助の配分を定めた「私立高等学校経常費補助金配分基準」を改定し、大学進学や部活動の実績に応じて補助の配分を決める仕組みを導入しました。学校現場からは「教育基本法の理念に反する」となど批判の声が上がっています。

(茨城県・高橋誠一郎)



私教連「従来の算定に」

県はこれまで、経常費の補助配分を生徒・教員数などに応じた「一般分」と、スクールカウンセラーの有無など学校独自の取り組みに応じて算定する「特別分」を合算し算出していました。

今年度から、「特別分」の評価に難関大学への進学や部活動の全国大会での入賞実績など50項目の新たな評価基準が設けられ、学校の「成績」を重視する基準に改定されました。

これまで「特別分」の基準は「一般分」と合わせたうちの2割でしたが、今年度からその割合を毎年4%ずつ引き上げ、2023年度に20%を目指すとしています。

県私学振興室の担当者

「進学率が低いからといって、学校が差別されるのはおかしい。全国で茨城県だけの制度。決してプラスにはならない」と指摘し、従来の算定方法に戻すよう求めています。

医師不足など本県の医療課題や国の教育振興基本計画に位置付けられた各種施策、各県みなどを参考に、次のように50の配分項目と配点を設定します。

配点	配点の考え方	設定項目例
5点	県政の課題解決を図るとともに、県の発展に貢献する人材の育成	医学部進学実績、スポーツ・文化振興、プログラミング教育、ICT教育等
3点	先進的な教育、郷土を担う優秀な人材の育成	次期学習指導要領への対応、聖歌教育、国際教育、キャリア教育、専門的スタッフ・外部人材の活用等
1点	生徒の健康・安全の確保など学校における今日的な諸課題の解決のための取組	スクールカウンセラー等の活用、防災・薬物乱用防止教育、情報モラル教育、心の教育、人権教育、学校評価等

(3) 新たな配分方法の適用時期
今回見直し特別分の配分方法については、各学校における定員見直しや販賣の...
履し、平成31年度から適用します

(4) ...

大学への進学実績などに応じて経常費補助の点数配分を行うと示した、県から私立学校への「通知」